

# 定 款

一般社団法人 DMO川越

# 一般社団法人DMO川越 定款

## 第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人DMO川越と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を埼玉県川越市に置く。

(目的)

第3条 当法人は、川越が有する豊かな歴史、文化、自然を活かし、観光まちづくりに参画するさまざまな担い手と合意形成を図りながら、データに裏付けられた明確なコンセプトに基づいた観光戦略を策定、遂行することにより、川越ならではの「おもてなし」を推進するとともに、地域経済の発展に繋げ、もって、来訪者には非日常感と満足感を、住民には誇りと潤いを与え、川越の地域力向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 観光関連の調査、分析
- (2) 観光戦略の策定
- (3) 観光地域づくりを行う関係者の調整及び合意形成
- (4) 観光客に提供するサービスの維持、向上、評価する仕組みや体制の構築
- (5) 観光戦略に基づいた情報発信、プロモーション事業
- (6) その他当法人の目的達成に必要な事業

(公告の方法)

第5条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

(機関)

第6条 当法人は、当法人の機関として、社員総会及び理事以外に、理事会及び監事を置く。

## 第2章 社 員

(入社)

第7条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

2 社員となるには、所定の様式による申込みをしたうえ理事会の承認を得るものとする。

3 当法人の社員は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

(退社)

第8条 社員の退社については、所定の様式による届出書を3か月以上前に事務局に提出して行うものとする。但し、やむを得ない事由があるときは、この限りではない。

(除名)

第9条 当法人の社員が、次のいずれかに該当するときは、社員総会の決議により当該社員を除名することができる。

(1) 本定款その他の規則に違反したとき。

(2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により社員を除名しようとするときは、当該社員に対し、当該社員総会の日から1週間前までにその旨を通知し、かつ、社員総会において弁明する機会を与えなければならない。

3 第1項の規定により除名が決議されたときは、当該社員に対し通知するものとする。

(社員の資格喪失)

第10条 前2条の場合のほか、社員は、次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 死亡し、若しくは失踪宣言を受け、又は解散したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 破産、特別清算、民事再生、若しくは会社更生を申し立て、又は差押え、仮差押え等を受けたとき。
- (4) 総社員の同意があったとき。

(社員資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 社員が前条の規定によりその資格を喪失したときは社員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は免れることはできない。

(社員名簿)

第12条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所又は所在地等を記載した社員名簿を作成する。

### 第3章 社員総会

(構成)

第13条 社員総会は、全ての社員をもって構成する。

(権限)

第14条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額又はその規定
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更

- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 理事会において社員総会に付議すべきとした事項
- (8) その他社員総会で決議するものとして法令又は本定款で定める事項

(種類及び開催)

第15条 当法人の社員総会は、定時社員総会と臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第16条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。ただし、全ての社員の同意がある場合には、書面又は電磁的方法による議決権の行使を認める場合を除き、その招集手続を省略することができる。

2 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、理事長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第17条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。

2 理事長に事故等による支障があるときは、あらかじめ理事会で定めた順序により他の理事が議長を務める。

(議決権)

第18条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(議決)

第19条 社員総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 一般法人法第49条第2項の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議事録)

第20条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

## 第4章 役員

(役員)

第21条 当法人に、次の役員を置く。

(1) 理事3名以上10名以内

(2) 監事2名以内

2 理事のうち、1名を理事長とする。

3 理事長以外の理事の中から、業務執行理事を定めることができる。

4 理事長を一般法人法上の代表理事とする。

(役員を選任等)

第22条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事は、当法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事、理事長の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及び本定款の定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及び本定款の定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会が定めた順序により他の理事が代行する。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し法令の定めるところにより、

監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業報告を求め、当法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 3 補欠として選任された理事及び監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。また、増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の満了する時までとする。

- 4 第21条第1項で定める理事若しくは監事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する決議は、総社員の半数以上で、かつ、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(役員報酬等)

第27条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務遂行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

(取引の制限)

第28条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において当該取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。ただし、当法人がその理事の債務を保証することは行うことができない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引

- (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
  - (3) 理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく当該取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。
- (責任の一部免除)

第29条 当法人は一般法人法第114条第1項の規定により、理事又は監事（理事又は監事であった者を含む。）が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として、理事会の決議により免除することができる。

## 第5章 理事会

(構成)

第30条 当法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、本定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第32条 理事会は、毎事業年度に四箇月を超える間隔で二回以上、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会が定めた順序により他の理事が招集する。
- 3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集手続を経ないで理事会を開催することができる。



(議長)

第33条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

2 理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会で定めた順序により他の理事が議長を務める。

(決議)

第34条 理事会の決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、一般法人法第96条の要件を満たすときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第35条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

(理事会規則)

第37条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

## 第6章 計 算

(事業年度)

第38条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第39条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第40条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次に掲げる書類を作成し、監事の監査を受けたうえで理事会の承認を経て定時社員総会に提出しなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 前項第1号及び第2号の書類は、定時社員総会にその内容を報告しなければならない。

3 第1項第3号から第5号までの書類は、定時社員総会の承認を受けなければならない。

4 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に10年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(剰余金の分配)

第41条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

## 第7章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第42条 本定款は、社員総会における総社員の半数以上であって、総社

員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

(解散)

第43条 当法人は、社員総会における総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議その他の法令に定める事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第44条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、川越市において当法人と類似の事業目的を持つ他の法人又は団体に贈与するものとする。

## 第8章 事務局

(設置等)

第45条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

## 第9章 附 則

(法令の準拠)

第46条 本定款に定めのない事項については、全て一般法人法その他の法令に従う。

上記は当法人の定款に相違ありません。

令和2年8月24日

一般社団法人DMO川越

代表理事 立原雅夫